

In depth

IFRS第9号 減損

複数の将来予測的な
シナリオをどのように
織り込むか

August 2017

はじめに

国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」の予想信用損失(ECL)による減損の要求事項の導入は、国際会計基準(IAS)第39号の発生損失による要求事項からの大幅な変更になります。この変更により、技術的な要求事項の解釈とその適用の両方で複雑性が増加します。銀行および一部のその他の金融機関にとって、この変更は、IFRSの初度適用時と同程度に重要な変更となる可能性があります。

ECLによる減損において最も複雑な側面のひとつは、将来予測的な情報を織り込む必要があること、特に、複数の将来予測的なシナリオの影響を考慮しなければならないことです。

業界の考え方が進展を続けることはほぼ確実です。本In depthでは、この複雑な領域の理解を助けるために、PwCの最新の考えを「よくある質問(FAQ)」としてまとめています。また明確で洞察力のある開示は極めて重要であるため、PwCの公表物「IFRS9 for banks – illustrative disclosures」から選別した抜粋を含めました。

ECLによる減損の導入は、様々な要素が相互に関連することから、全体として検討することが重要です。しかしながら、IFRS第9号の導入プロジェクトに関わる会計士、モデル作成者および他のの方々にとって、複数の将来予測的なシナリオに焦点を絞った本In depthは実用的かつ有用なものとなるでしょう。本In depthまたはIFRS第9号に関するその他の問題についてのご質問は、通常のPwC担当者、巻末のリストにある各地域のIFRS第9号担当者、もしくは私たち(Mark または Sandra)のいずれかにお問い合わせください。

Mark Randall

E: mark.b.randall@pwc.com



Sandra Thompson

E: sandra.j.thompson@pwc.com



PwCグローバルの銀行業界 IFRS共同リーダー

目次

よくある質問(FAQ)	1
1. 将来予測的な情報の使い分け	1
2. 異なる将来予測的なシナリオごとに12か月のECLまたは全期間のECLを使い分け、その組み合わせとしてECLを算定することは可能ですか	2
3. ECLの測定ではいくつの将来予測的なマクロ経済のシナリオを検討する必要がありますか	4
4. 複数のマクロ経済のシナリオのウェイト付けはどのように決定すべきですか	6
5. グループの異なる部門が、グループ全体で用いている同じ複数のシナリオに対して、異なるウェイト付けを適用することは可能ですか	10
6. 貸付金の債務不履行時の売却から見込まれるキャッシュ・フローの予想信用損失(ECL)の測定への織り込み	12
PwCのひな型における注記の抜粋	13
各地域のIFRS第9号担当者	18

よくある質問(FAQ)

1. 将来予測的な情報の使い分け

FAQ 45.63.1

質問

IFRS第9号は、減損の評価について、以下のように要求しています。

- 減損の評価は、個別の金融商品について行うか、または共通の信用リスク特性(IFRS第9号B5.5.5項)を有する金融商品グループについて集行的に行う。
- 減損の評価では、評価対象の特定の金融商品または金融商品グループに関連性のある、合理的で裏付け可能な情報(将来予測的な情報を含む)を検討する。

ここで、マクロ経済の予測などの将来予測的な情報を予想信用損失に織り込むにあたり、例えばポートフォリオごとに情報を使い分ける必要がありますか。

回答

はい。予想信用損失の評価にマクロ経済の予測などの将来予測的な情報を織り込む場合、企業は、それぞれの特定の金融商品または金融商品グループに対する情報の関連性(および、より関連性のある情報の入手可能性)を検討しなければなりません。これは、ある1つの金融商品にとって関連性のある将来予測的な情報が、信用リスクの特定の発生原因によっては他の金融商品に関連性がない場合や、同じように関連性がある場合があるからです。したがって、2015年9月に金融商品の減損に関するIFRS移行リソースグループ(ITG)で指摘されたとおり、異なる金融商品または金融商品ポートフォリオに将来予測的な情報を適用する場合には、情報を使い分ける必要があります。IFRS第9号B5.5.5項に従い、金融商品は共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングしなければなりません。信用リスクの特定の発生原因に応じて、どの情報が評価対象の特定の金融商品またはポートフォリオに関連性があるか、またその情報にどの程度のウェイト付けを行うかを決定する必要があります。

例えば、特定の地域における特定の業種の将来の失業率の水準に関する見込みが、その特定地域の同業種で働いている借手の住宅ローンのサブ・ポートフォリオのみに関連性がある場合があります。

逆のケースとして、評価対象の異なる金融商品またはポートフォリオが類似のリスク特性を共有している場合には、その類似の特性を反映させる比較可能で首尾一貫した方法で、関連性のある将来予測的な情報を適用しなければなりません。

2. 異なる将来予測的なシナリオごとに12か月のECLまたは全期間のECLを使い分け、その組み合わせとしてECLを算定することは可能ですか

FAQ 45.72.2

質問

ある企業が、債務不履行率(PD)に基づく複数の将来予測的なシナリオを用いて、貸付金の予想信用損失(ECL)を決定します。企業は、シナリオの結果として資産がステージ1(すなわち、信用リスクの著しい増大はない)となるシナリオについては12か月のECLを用い、シナリオの結果として資産がステージ2(すなわち、信用リスクの著しい増大がある)となるシナリオについては全期間のECLを用いて、確率加重ECLを算定しなければなりません。

以下の単純化した例について検討します。

ある企業が、将来の失業率の変動に影響を受ける貸付金を有しています。企業は、将来予測的な失業率の予想を入手しており、それによれば将来の失業率の予測は以下のとおりです。

- 2%(発生確率20%)、または
- 4%(発生確率45%)、または
- 5%(発生確率35%)

(注)この例におけるすべての数字は、あくまでも例示目的のためのものであり、現実的でない可能性があります。例えば、各シナリオの発生確率は、12か月のPDと全期間のPDを検討する場合で同じであり、各シナリオの債務不履行時損失率(LGD)は、12か月ECLと全期間のECLの場合で同じであると想定していますが、これは実務には当てはまらない可能性があります。さらに、企業が実務で使用する将来予測的なシナリオの数は、この例示と異なる可能性があります。

企業は、ECLの算定に様々なアプローチを用いる可能性がありますが、この事例では、将来予測的なシナリオのそれぞれについて、すべての関連性のある合理的で裏付け可能な情報(将来予測的な情報を含む)に基づく以下のデータを特定し、使用しています。

将来の失業率	シナリオの発生確率	12か月のPD	全期間のPD	債務不履行時損失率(LGD)	債務不履行時貸出残高(EAD)	12か月ECL (12か月PD×LGD×EAD)	全期間のECL (全期間のPD×LGD×EAD)
2%	20%	1%	2%	50%	CU1,000	CU5	CU10
4%	45%	4%	10%	55%	CU1,000	CU22	CU55
5%	35%	12%	32%	80%	CU1,000	CU96	CU256

企業は、当初認識以降の全期間のPDの増大を検討することによって、信用リスクの著しい増大があるか否かの評価を行います。これを基礎にして、現在の全期間PDが15%以上に増大することは、信用リスクの著しい増大を表すと判定するものとします。

ここで、企業が予定している方法によれば、シナリオのうち信用リスクの著しい増大が個別には生じないもの(すなわち、将来の失業率が2%および4%のシナリオ)に12か月のECLを用い、信用リスクの著しい増大が個別に生じるもの(すなわち、将来の失業率が5%のシナリオ)には全期間ECLを用いて、各シナリオを発生確率で加重したECLを算定します。これに基づき、企業は、将来の失業率が2%と4%のシナリオに12か月のECL、将来の失業率が5%のシナリオに全期間のECLを用い、それぞれ異なるシナリオの発生の可能性を加重して、CU101((CU5×20%) + (CU22×45%) + (CU256×35%))のECLを算定します。この方法は正しいでしょうか。

回答

いいえ。IFRS第9号は以下の2段階のプロセスを要求しています。

- 企業は、最初に、すべての関連性のある要因、およびそれらに関連するウェイト付けを同時に検討することにより、貸付金の当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを評価します。その評価では、関連する将来予測的な情報、可能性のある将来のシナリオ、およびそれらの発生確率を考慮しなければなりません。これに基づき、企業は、貸付金がステージ1かステージ2のどちらに該当するかを確認します。
- 次に、企業は、12か月のECL(貸付金がステージ1の場合)または全期間のECL(貸付金がステージ2の場合)のいずれかの基礎に基づいてECLを算定します。両方を組み合わせることはありません。これは、ある貸付金がステージ1とステージ2の両方に同時に該当することはあり得ないからです。

上記の単純化した事例では、企業は、 $16.1\% ((2\% \times 20\%) + (10\% \times 45\%) + (32\% \times 35\%))$ という、異なる将来のシナリオの発生確率で加重した現在の平均の全期間PDを、当初認識時の同様のPDと比較して、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったことを評価します。この例では、貸付金はステージ2となるため、企業は、各シナリオの全期間ECLを各シナリオの発生確率で加重することにより、確率加重ECLをCU116 $((CU10 \times 20\%) + (CU55 \times 45\%) + (CU256 \times 35\%))$ として算定します。

このFAQにおける原則(ステージ1の資産のECLは、全てのシナリオに12か月のECLを用いて算定され、同様にステージ2の資産のECLは、全てのシナリオに全期間のECLを用いて算定される)は、共通の信用リスク特性を有する貸付金グループにも適用されます。ただし、貸付金のポートフォリオは、特定の状況に応じて「トップダウン」アプローチまたは「ボトムアップ」アプローチを用いて、共通の信用リスク特性を有するさらに小さな貸付金グループに細分化され、それぞれの貸付金サブグループについてステージ1に属するかステージ2に属するかが決定される可能性があります。

3. ECLの測定ではいくつの将来予測的なマクロ経済のシナリオを検討する必要がありますか

FAQ 45.72.4

質問

IFRS第9号第5.5.17項(a)は、企業が、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される偏りのない確率加重金額を反映する方法で、予想信用損失(ECL)を測定することを要求しています。

2015年12月に開催された金融商品の減損に関するIFRS移行リソースグループ(ITG)の会議、および、その後2016年7月にIASBによって公表されたウェブキャストにおいて議論されたように、IFRS第9号のECLでは、異なる(複数の)将来予測的なマクロ経済のシナリオを検討する必要があります。これは、異なる(複数の)将来予測的なシナリオと関連する信用損失の間には非線形の関係が存在し、このことがECLに重大な影響を与える可能性があるためです。これは、信用リスクの著しい増大が存在するか否かの判定とECLの測定の双方に適用されます。

非線形の関係の例は、以下の場合のような住宅ローン資産のポートフォリオによって説明できます。

- 住宅不動産の価値が10%下落した場合、貸付金の大部分はまだ担保超過のままであることから、予想損失は1%の増加となる
- 住宅不動産の価値が20%下落した場合、非常に多くの貸付金が担保不足となり損失が生じるため、予想損失は10%の増加となる

信用損失は住宅不動産価格が下落するにつれて直線形に増加せず、住宅不動産価格のさらなる下落に対してより大きな割合で増加します。これが「非線形性」です。

したがって、単一の将来予測的な経済シナリオ、例えば、最も生じる確率が高い結果(「基本ケース」と呼ばれることがある)に基づく中央の経済シナリオを用いることは、異なる(複数の)将来予測的なシナリオと、(i)債務不履行の発生リスク、および/または、(ii)信用損失の関連する変化の間に非線形的な関係が存在する場合、IFRS第9号の目的を満たしません。

では、ECLの測定においていくつの将来予測的なマクロ経済的シナリオを検討する必要がありますか。

回答

重大な非線形性を捉えるシナリオの適切な数を決定するためには、判断が必要です。これは事実や状況によって異なり、また定期的に再評価する必要があります。そのため、2015年12月のITG会議のペーパーなどにおいて使われている設例では、基本ケース、アップサイド・シナリオおよびダウンサイド・シナリオを使用しているものが多くみられますが、この3つのシナリオが必ずしも適切な数とは限りません。

シナリオの適切な数を決定する際に関連性のある検討事項には、以下が含まれます。

- **過大なコストや労力を掛けずに利用可能な情報** IFRS第9号は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な範囲でECLの算定に情報を用いることを要求しています。利用可能な情報には、過去の損失に関するデータや生じ得る将来の信用損失の予測など企業自身の内部情報、ならびに経済予測などの外部の利用可能な情報、そして、一部の法域や業界における過去の業界全体の損失に関する統計が含まれます。
- **代表的なシナリオ** IFRS第9号BC5.265項は、多くの生じ得る結果がある場合、企業は期待値の計算のために完全な分布の代表的なサンプルを使用することができる、と記載しています。したがって、すべての生じ得るシナリオのモデルを作成する必要はありませんが、選択したシナリオは、ECLの偏りのない測定値であるとみなされるものでなければならず、判断が必要となります。企業が異なる地域のポートフォリオを有している場合は、代表的なシナリオの決定においてそれらの地域で生じ得る異なる特性を考慮しなければなりません。

- **重大な非線形性の理解** どのシナリオがECLを測定する目的上の完全な分布を代表するかは、ポートフォリオの中に重大な非線形性があるか否か、そして、もしあるとしたらどこにあるかによって異なります。代表的であるためには、選択したシナリオはこれらの重大な非線形性を捉えなければなりません。既存の経営情報は、ポートフォリオに存在する非線形性に関する企業の理解を助ける可能性があります。例えば、銀行の規制上のストレス・シナリオで算定される信用損失は、銀行業界全体を監督する目的のために設計されており、会計処理に直接使用するものではありませんが、重大な非線形性がそのポートフォリオのどこに存在するか、したがってこれらを捉えるためにはどのタイプのシナリオを考慮しなければならないかの理解に役立つ可能性があります。
- **発生確率** ストレス・シナリオなどのより極端なシナリオは、その非常に低い発生確率が、当該シナリオを選択に含めても確率加重に基づくECLの引当金に重要な影響を及ぼさないことを意味する場合、ECLの算定に使用するシナリオの1つとして選択する必要がない可能性があります。しかし、シナリオが極端だからという理由だけで検討から無条件に排除できるという意味ではありません。
- **合理的で裏付け可能** IFRS第9号は、情報が合理的で裏付け可能である場合のみ、ECLの算定にその情報を使用することを要求しています。しかし、不確実性が存在する、または判断が要求されるというだけで、その情報が合理的でも裏付け可能でもないことを必ずしも意味するものではありません。
- **変化する状況** 必要となるシナリオの数は、時間の経過と共に変化する可能性があります。このことは、以下のような要因の変化によって生じる可能性があります。
 - － ビジネス・ミックス(例えば、企業がリスクプロファイルが異なる貸付金の組成を開始する場合、新しいポートフォリオだけに存在する新たな非線形性を捉えるために追加のシナリオが必要になる可能性がある。)
 - － マクロ経済環境(例えば、経済状況の悪化は、過去には検討の必要がなかったが、現在はECLに重要な影響を与える可能性が高くなった非線形性を捉えるために、追加の「ダウンサイド」シナリオが必要になるような影響を及ぼす可能性がある。)

IFRS第7号第35G項が要求しているように、財務諸表には、将来予測的なマクロ経済シナリオなどの将来予測的な情報を予想信用損失の算定にどのように織り込んだのかを開示しなければなりません。

ECLの見積りにおける代表的な将来予測的なマクロ経済のシナリオの選択が重要な判断である場合には、IAS第1号第125項で要求されている情報も開示する必要があります。

4. 複数のマクロ経済のシナリオのウェイト付けはどのように決定すべきですか

FAQ 45.72.5

質問

IFRS第9号第5.5.17項(a)は、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額を反映する方法で、予想信用損失(ECL)を見積もることを企業に要求しています。

企業が使用するシナリオを決定した場合(FAQ45.72.4-「ECLの測定ではいくつかの将来予測的なマクロ経済のシナリオを考慮する必要がありますか」を参照)、次は選択したシナリオのそれぞれに適用すべきウェイト付けの決定を検討する必要があります。

では、複数の将来予測的なマクロ経済のシナリオについて、これらのウェイト付けをどのように決定しなければならないでしょうか

(注)このFAQでは、ECLを算定するためのアプローチとして、モンテカルロ・アプローチやその他のアプローチではなく、個別の将来予測的なマクロ経済のシナリオを使用する場合を想定しています。

回答

IFRS第9号はウェイト付けの決定方法について規定していないため、多様なアプローチが考えられます。割り当てられるウェイト付けは様々な事実や状況に応じて異なることから判断が要求され、また、定期的な再判定を行う必要があります。

選択されたそれぞれのシナリオに適用すべきウェイト付けの決定に関連する検討事項には、以下が含まれます。

- **ウェイト付けの目的** IFRS第9号BC5.265項は、多くの生じ得る結果がある場合、企業は信用損失の期待値の計算のために完全な分布の中の代表的なサンプルを使用することができる、と説明しています。代表的なシナリオが選択された場合、それらのシナリオは、発生する可能性のあるシナリオの完全な分布の部分集合を代表します。そのため、それぞれの選択されたシナリオのウェイト付けは、選択されたシナリオの結果(すなわち、ECL測定で発生する損失)が代表しているシナリオで構成される部分集合に基づいて行わなければならないと見なされます。1つの例として、すべての生じ得るシナリオを悪い方から並べて、最悪のケースのシナリオを0パーセンタイル、最善のケースのシナリオを100パーセンタイルとする場合に、10パーセンタイルのシナリオを「ダウンサイド」のシナリオとして選択するという、単純化した例を考えてみます。すでに個々のシナリオは選択されているという制約のもと、10パーセンタイルのシナリオで生じる損失が、0から33パーセンタイルの間の全てのシナリオで生じる損失を代表しているとみなされる場合(例えば、損失のプロファイルが0から33パーセンタイルの間で比較的一律であるため)、IFRS第9号第5.5.17項に従い偏りのない確率加重金額でECLを測定するために、当該シナリオ(10パーセンタイルのシナリオ)には33%のウェイト付けが行われると考えられます。10パーセンタイルのシナリオであるため、一見10%のウェイト付けが適切に見えるかもしれませんが、そうではありません。この論点については、本In depthのFAQの後ろに記載のひな型の中で、さらなる詳細を説明しています。選択されたシナリオは、完全な分布を代表するために選択されるため、適用されるウェイト付けの合計は100%にならなければならないと見なされます。
- **情報の利用可能性** すべての生じ得るシナリオにおける完全な損失のプロファイルなど、ウェイト付けの理論的に「完全」な計算を行うために要求される情報は、仮に存在するとしても、実務では過大なコストまたは労力なしに利用できることはほとんどありません。この理由のため、信用に関する専門的な判断が要求されます。しかし、不確実性が存在する、または判断が要求されるという理由だけで必ずしも、情報が合理的で裏付け可能でない、または過大なコストまたは労力がなければ利用できないことを意味するものではありません。特に、次の情報の一部または全部は、過大なコストや労力をかけなくても利用可能であり、適切なウェイト付けを決定する企業を支援するために使用することができます。

- 債務不履行や損失についての企業の過去の経験
- 過去の債務不履行や損失に関する同業他社または業界のデータ
- 信用リスクに関する将来のシナリオで生じ得る影響の企業独自のモデリング(例えば、規制上のストレス・テストのモデリング)

過大なコストまたは労力がなくても入手可能な情報の範囲は、報告企業の管理のレベルおよび企業のこれまでの存続期間または特定の貸出業務を行ってきた期間などの要因によって異なる可能性があります。

- **定期的な再評価** 選択した異なる(複数の)シナリオおよびシナリオに適用するウェイト付けは、各報告日または条件が変化した時に見直しを行い、再判定する必要があります(下記の「シナリオとウェイト付けの検討」も併せて参照のこと)。合理的で裏付け可能な最新情報が、前回の報告日に使用したウェイト付けを引き続き裏付ける場合、そのウェイト付けはそのまま変更しないことが適切です。例えば、企業が期中財務諸表を作成する場合で、前期の年次財務諸表を作成した後の企業の状況や外部のマクロ経済環境に重要な変化がない場合などが、これに該当します。IFRS第9号を最初に適用するときにウェイト付け決定のための全体的なアプローチを設計するに際して、企業は、どのような将来の動向が、ウェイト付けに変化をもたらすか、あるいはもたらさないかについても検討しておかなければなりません。これには、当該判断を裏付けるために将来どのような分析を行うかも含まれます。このことは、首尾一貫したアプローチを確実に適用し続けるのに役立ちます。
- **シナリオとウェイト付けの関係の検討** シナリオおよびウェイト付けは、一緒に検討しなければなりません。例えば、報告日時点において、ある極端なシナリオを選択する場合に、その他の条件は同じとすれば、当該シナリオが極端であるほど、そのウェイト付けはより低くなるが見込まれます。しかし、その後の報告日において、経済の見通しが悪化した場合は必ずウェイト付けも修正する必要があると考えるべきではありません。例えば、選択したダウンスайд・シナリオがさらに悪化した場合でも、ダウンスайд・シナリオに適用したウェイト付けは期間の経過によって変わらない可能性があります。
- **ECLの測定および信用リスクの著しい増大** 2015年12月の金融商品の減損に関するIFRS移行リソースグループ(ITG)は、複数の将来予測的なマクロ経済のシナリオの検討は、予想信用損失の測定と信用リスクの著しい増大の評価の両方に関連することを明確にしました。したがって、シナリオのウェイト付けの決定で採用したアプローチは、これらの両方の要素で考慮されなければなりません。
- **その他の開示** ECLの見積りにおける将来予測的なマクロ経済のシナリオに適用すべきウェイト付けの決定が重要性のある見積りである場合、IAS第1号の第125項および第129項によって要求される開示を行う必要があります。

設例

(注)この設例は、シナリオのウェイト付けは、選択したシナリオから生じる結果に基づいて行わなければならないという原則を説明するため意図的に単純化しています。ECL算定についての他の側面に関する見解を示すことは意図されていません。また、すべての必要な情報、特に、完全な損失に関するプロファイルが、合理的で裏付け可能であり過大なコストや労力を掛けなくても利用可能であるという、仮に存在するとしても実務では稀にしか発生しない場合を想定しています。

ある銀行が単一の貸付資産を有しており、以下のことを前提とします。

- すべての起こり得るシナリオは、悪い方から、最悪のケースのシナリオを0パーセントおよび最善のケースのシナリオを100パーセントとして並べることができる。
- 10パーセントのシナリオ(ダウンスайд)、50パーセントのシナリオ(基本ケース)、および90パーセントのシナリオ(アップサイド)の3つのシナリオは、完全な分布を適切に表す代表的なものであることが正当化されている。
- 複数のシナリオの影響および将来予測的な情報を考慮して、貸付金の適切なステージがすでに決定されている。

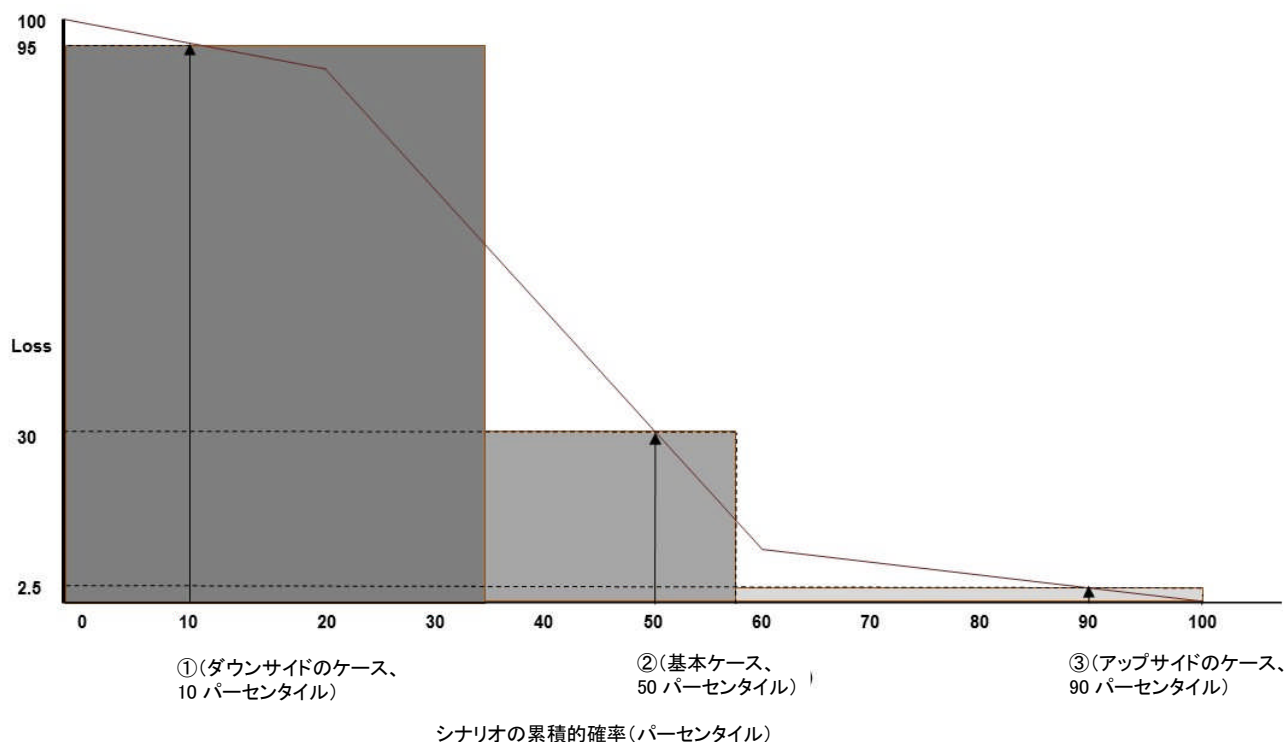
複数のシナリオを考慮してECLを算定するために、それぞれの選択されたシナリオには、選択されたシナリオから生じる結果(すなわち、損失)が代表しているシナリオで構成される部分集合に基づくウェイト付けが行われる。

したがって、以下のとおりとなります。

- 10パーセントのダウンスайд・シナリオで生じる95の損失が、0パーセントと34パーセントの間の全てのシナリオ(これらの損失は100から62までの範囲にある)で生じる損失を代表するものとみなされる場合、当該ダウンスайд・シナリオには34%のウェイト付けが行われる。
- 50パーセントの基本ケースのシナリオで生じる30の損失が、34パーセントと57パーセントの間の全てのシナリオ(これらの損失は62から16までの範囲にある)で生じる損失を代表するものとみなされる場合、当該基本ケースのシナリオには23%のウェイト付けが行われる。

- 90パーセンタイルのアップサイド・シナリオで生じる2.5の損失が、57パーセンタイルと100パーセンタイルの間の全てのシナリオ（これらの損失は16から0までの範囲にある）で生じる損失を代表するものとみなされる場合、当該アップサイド・シナリオには43%のウェイト付けが行われる。

このことは、完全な損失に関するプロファイルとの関係を含め、以下の図で説明できます。



このアプローチを用いて、ECLは、以下の合計として見積もられます。

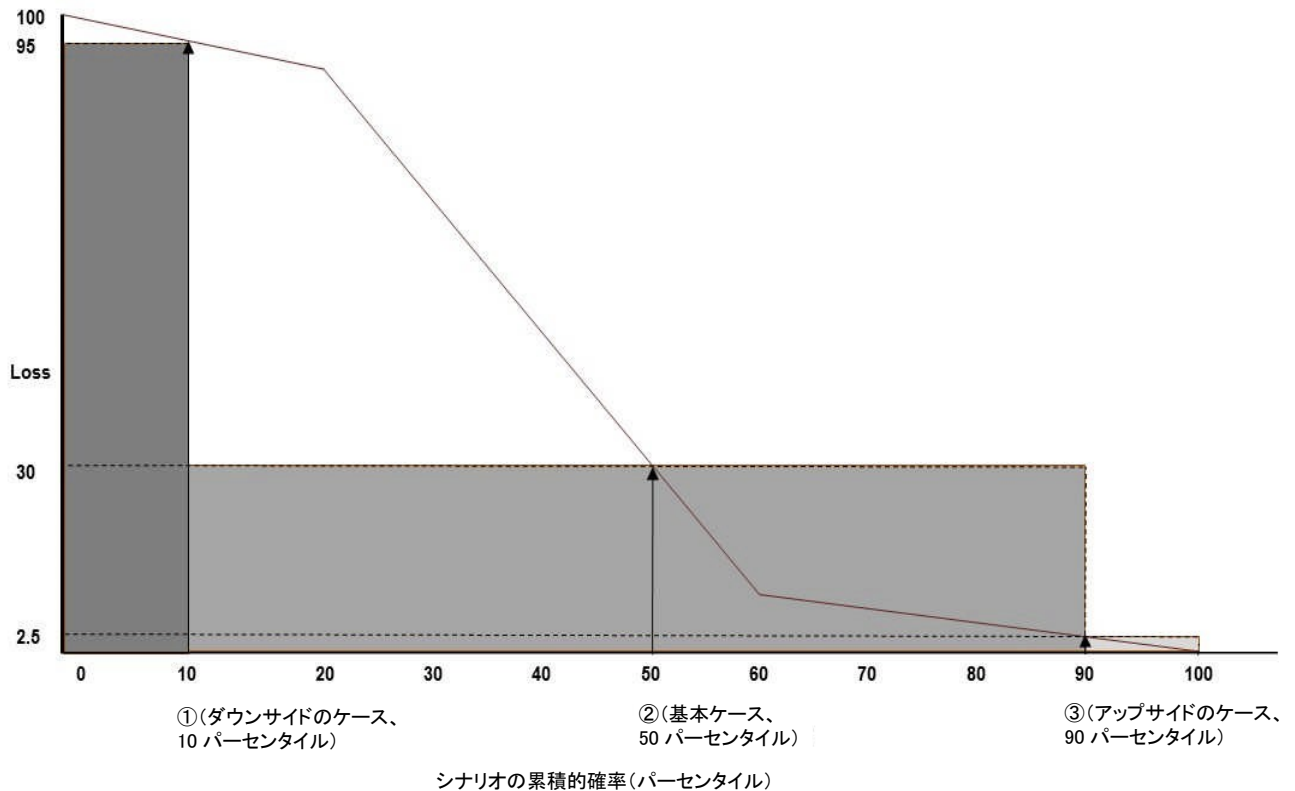
- $95(\text{ダウンサイド・シナリオの損失}) \times 34\% \text{のウェイト付け} = 32.3$
- $30(\text{基本ケースのシナリオの損失}) \times 23\% \text{のウェイト付け} = 6.9$
- $2.5(\text{アップサイド・シナリオの損失}) \times 43\% \text{のウェイト付け} = 1.1$

したがって、見積りECLは40.3となり、これは、すべての個別のシナリオで生じる損失を考慮することによって得られるECL 41.0（これは、上記の図の損失ラインよりも下の領域の面積に等しい）の近似値となります。

仮に、同じ事例で、選択した各シナリオに、そのシナリオが対応するパーセンタイルに連動するウェイト付けをした場合、結果は異なるものとなります。そのようなアプローチを適用した1つの例は、以下のとおりです。

- 10パーセンタイルのダウンサイド・シナリオに10%のウェイト付けを適用する。同様のまたはより悪いシナリオの発生確率が10%であるためである。
- 90パーセンタイルのアップサイド・シナリオに10%のウェイト付けを適用する。同様のまたはより良いシナリオの発生確率が10%であるためである。
- 50パーセンタイルの基本ケースのシナリオに80%（すなわち残りの割合）のウェイト付けを適用する。全てのウェイト付けの合計を100%にするためである。

このアプローチは、以下の図のように説明されます。



このアプローチを用いて、ECLは、以下の合計として見積もられます。

- 95(ダウンサイド・シナリオの損失) × 10%のウェイト付け = 9.5
- 30(基本ケースのシナリオの損失) × 80%のウェイト付け = 24
- 2.5(アップサイド・シナリオの損失) × 10%のウェイト付け = 0.25

したがって、見積りECLは33.75となり、これは、すべての個別のシナリオで生じる損失を考慮することによって得られるECL41.0よりも18%少なくなります。

このように差異が重要である場合、そのアプローチは、IFRS第9号の第5.5.17項によって要求される予想信用損失の偏りのない見積りをもたらしません。

5. グループの異なる部門が、グループ全体で用いている同じ複数のシナリオに対して、異なるウェイト付けを適用することは可能ですか

FAQ 45.72.6

質問

IFRS第9号第5.5.17項(a)は、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額を反映する方法で、予想信用損失(ECL)を見積もることを企業に要求しています。

ある銀行グループが、例えば中央の経済分析部門によって、一組の複数の将来予測的なマクロ経済のシナリオを選択して、それを報告日にグループ全体で首尾一貫して適用する状況を検討してみます。このグループの異なる部門(例えば、個人融資部門や大口融資部門)は、報告日にこの同じ複数のシナリオに対して異なるウェイト付けを行うことは可能ですか。

(注)このFAQでは、ECLの算定のためのアプローチとして、モンテカルロ・アプローチやその他のアプローチではなく、個別の将来予測的なマクロ経済のシナリオを使用することを想定しています。さらに、グループの様々な活動における重大な非線形性を捕捉する必要性を考えた場合、グループの異なる部門に同一の将来予測的な複数のシナリオを無条件に使用できると考えるべきではありません。例えば、大口融資のポートフォリオにおける重大な非線形性は、小口融資のポートフォリオと比較すると、より厳しいダウンサイド・シナリオでのみ発生する可能性があります。またその逆のことも言えます(FAQ45.72.4-「ECLの測定ではいくつの将来予測的なマクロ経済のシナリオを考慮する必要がありますか」も参照のこと)。しかし、この設例では、銀行グループが、当該グループの異なる部門における同一の将来予測的な複数シナリオの使用を正当化していることを前提としています。

回答

はい。グループが、グループ全体に同じ一組の複数シナリオを適用する場合、グループの異なる部門が異なるエクスポージャーのプロファイルを有しているときには、グループのすべての部門に同一のウェイト付けを行うのが適切と考えるべきではありません。これは、金融商品の減損に関するIFRS移行リソースグループ(「ITG」)の2015年9月会議の結論と整合します(IASBが公表している会議の概要の paragraph 41を参照のこと)。この結論では、異なる要素は、異なる金融商品に関連する可能性があり、したがって、将来予測的な情報の特定の項目の関連性は、信用リスクの特定の発生原因に応じて金融商品ごとに変わる可能性があります。そのため、特定のシナリオの結果は、ある1つの金融商品グループ(例えば、小口融資ポートフォリオまたはA地域で組成されたローン)にとって、他の金融商品グループ(例えば、大口融資ポートフォリオまたはB地域で組成されたローン)にとってよりも、起こり得るシナリオの完全な分布のより大きな部分集合を代表し、より大きなウェイト付けが必要になる場合があります。これについては、以下に示されている設例で詳細を説明しています。

IFRS第9号の目的が確率加重のECLを算定することであることを考えれば、特定のシナリオに適用すべきウェイト付けを決定する場合、そのウェイト付けは、偏りのないECLを達成するという目的をもって決定しなければなりません。

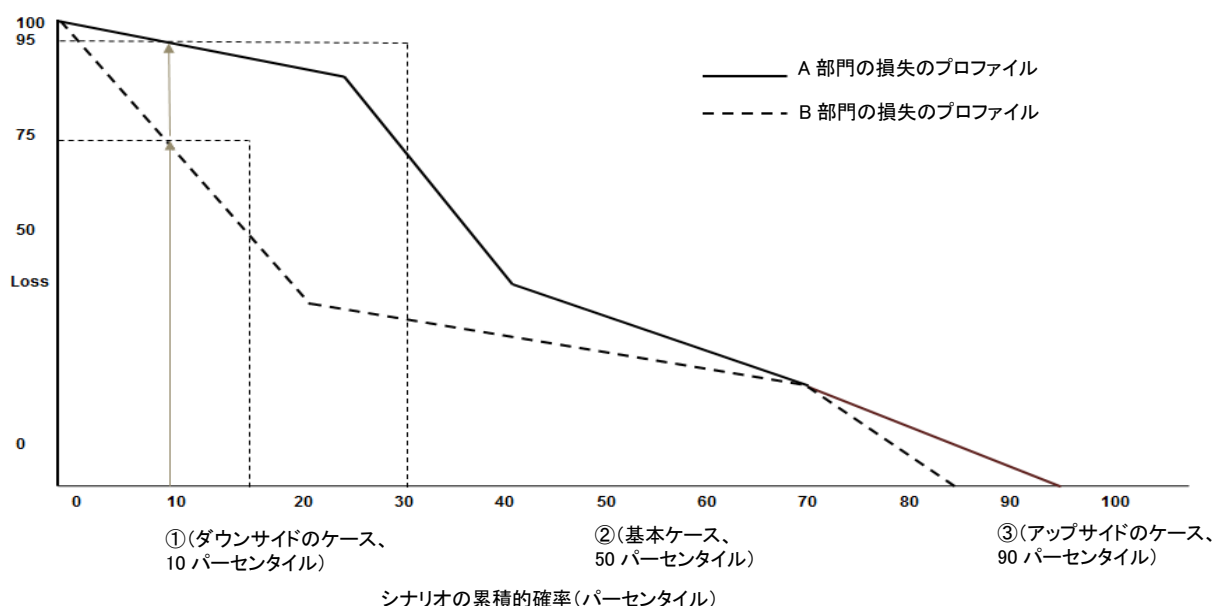
実務において、企業は、グループ全体のエクスポージャーのプロファイルを考慮して、グループ・レベルでグループ全体のシナリオのウェイト付けを決定し、その後、グループの財務報告目的上は、グループの特定部門に重大な異なるエクスポージャーのプロファイルがある場合にのみこれを修正する方法を選択することができます。また、シナリオのウェイト付けの影響は、通常、ステージ1の金融商品では、ステージ2の金融商品よりも小さくなることを見込まれます。グループ内の各子会社の個別財務諸表においては、例えば、何を重要性があるとみなすかなどについて、異なる検討が行われる場合があります。

設例

(注)この設例は、グループ全体で同じ複数のシナリオが用いられる場合、グループのそれぞれの部門でシナリオの異なるウェイト付けが要求される可能性があるという原則を説明するために、意図的に単純化されています。ECL算定の他の側面に関する見解を示すことは意図されていません。また、すべての必要な情報、特に、完全な損失に関するプロファイルが、合理的で裏付け可能であり過大なコストや労力を掛けなくても利用可能であるという、仮に存在するとしても実務では稀にしか発生しない場合を想定しています。

あるグループには、個人顧客に貸出業務を行う小口融資部門であるA部門、および、大規模な法人顧客に貸出業務を行う大口融資部門のB部門が含まれるという、非常に単純化した例を検討してみます。以下を前提とします。

- すべての起こり得るシナリオは、悪い方から、最悪のケースのシナリオを0パーセント、最善のケースのシナリオを100パーセントとして並べることができる。
- 10パーセントのシナリオ（ダウンサイド）、50パーセントのシナリオ（基本ケース）、および90パーセントのシナリオ（アップサイド）の3つのシナリオは、グループ全体のレベルでの完全な分布を適切に示す代表的なものであることが正当化されている。
- 複数のシナリオの影響および将来予測的な情報を考慮して、貸付金の適切なステージがすでに決定されている。
- 以下の図で説明されるように、2つの部門の損失のプロファイルは異なっており、ほぼすべてのシナリオにおいて、小口融資部門（A部門）で発生する損失は大口融資部門（B部門）で発生する損失よりも大きい。



この状況において、ダウンサイド・シナリオのウェイト付けが、当該ダウンサイド・シナリオで発生する結果または損失が代表しているシナリオで構成される部分集合に基づき、A部門とB部門で個別に決定される場合（FAQ45.72.5-「複数の将来予測的なマクロ経済のシナリオのウェイト付けはどのように決定すべきですか」も参照のこと）、下記のようになります。

- A部門について、10パーセントのダウンサイド・シナリオで生じる95の損失が、0パーセントと30パーセントの間の全てのシナリオで生じる損失を代表しているとみなされる場合、当該ダウンサイド・シナリオには、30%のウェイト付けが行われると考えられる。
- B部門について、10パーセントのダウンサイド・シナリオで生じる75の損失が、0パーセントと15パーセントの間の全てのシナリオで生じる損失を代表しているとみなされる場合、当該ダウンサイド・シナリオには、15%だけのウェイト付けが行われると考えられる。

すなわち、2つの部門では損失のプロファイルが異なっているため、ダウンサイド・シナリオで生じる損失は、A部門ではより多くのシナリオを代表し、B部門ではそれより少ないシナリオを代表します。したがって、この状況において、影響の重要性によって、グループ全体で使用される同じ複数シナリオに対して、グループの異なる部門（すなわちA部門とB部門）で異なるウェイト付けを適用することが適切となる可能性があります。

6. 貸付金の債務不履行時の売却から見込まれるキャッシュ・フローの予想信用損失(ECL)の測定への織り込み

FAQ 45.72.3

質問

IFRS第9号は、信用損失を、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額として定義しています。特定の状況において、企業は、キャッシュ・フローの回収を最大化するために、債務不履行に陥った貸付金を第三者に売却する選択を行う場合があります。

この方法で回収が見込まれるキャッシュ・フローは、ECLの測定に含めなければなりません。

回答

はい。しかし、企業が債務不履行後に貸付金を売却することが見込まれる範囲に限ります。

企業が貸付金の債務不履行時に受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローは、何も措置をとらない、貸付を継続して回収額を最大化するために貸付金のリストラクチャリングを行う、貸付金を売却する、貸付金の担保権を行使して担保を回収する等、いくつかの異なるシナリオに基づく可能性があります。したがって、ECLを測定するにあたって、貸付金の売却は、信用損失が発生する可能性を考慮する場合に(すなわち、債務不履行シナリオにおいて)関連性のあるシナリオである可能性があります。

そのため、以下の場合、貸付金の債務不履行時の売却から見込まれるキャッシュ・フローをECLの測定に算入しなければなりません。

- 貸付金の売却は、企業が債務不履行シナリオで用いると見込んでいる回収方法の1つである場合
- 企業がその回収方法を用いて貸付金を実現することが、法的にも実務的にも妨げられない場合
- 企業がその見込みや仮定の基礎となる合理的で裏付け可能な情報を有している場合。

債務不履行のシナリオにおける貸付金の売却が1つの回収方法として用いられるという企業の見込みを裏付けるために、企業は、過去の実務と将来の見込み(過去の実務と異なる可能性がある)の両方を検討しなければなりません。ECLの測定に算入すべき回収代金を決定するときに、企業は、貸付金の売却価格に関連する市場の関連する情報を検討するとともに、売却コストを含めなければなりません。

上記のような状況において、回収される売却代金をECLの測定に算入することは、ステージ1、2、および3の全ての金融商品について適切でしょう。予想信用損失を測定する場合、IFRS第9号の第5.5.18項は、すべての減損のステージにおける金融商品について、たとえ信用損失が発生する確率が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する確率(および、信用損失が発生しない確率)を反映させることを、企業に要求しています。

しかし、起こり得る将来の売却からの代金は、信用損失が発生しない確率(すなわち、貸付金が返済されるシナリオ)を考慮する場合は期待キャッシュ・フローに含めてはなりません。例えば、特定の貸付金ポートフォリオにおいて、企業が債務不履行の発生確率を10%と決定した場合、見込まれる売却代金を考慮するのは、この債務不履行のシナリオの結果を考慮する場合のみとなります。当該債務不履行のシナリオにおいて、企業が、すべての債務不履行に陥った貸付金を売却してその売却代金から貸付金の契約上のキャッシュ・フローの30%の回収を見込んでおり、仮に貸付金を売却しないで当該貸付金を保持し続ければ25%しか回収できないと見込まれる場合には、当該債務不履行のシナリオの債務不履行時損失率は、75%ではなく70%になります。

PwCのひな型における注記の抜粋

将来予測的な情報および複数のシナリオに関連する以下の内容は、PwCの公表物「IFRS 9 for banks - illustrative disclosures」(英語のみ)からの抜粋であり、IFRS第9号「金融商品」で導入または修正された開示を、架空の中規模の銀行を想定して例示しています。補足の解説も記載されています。この抜粋は、例示のみを目的としたものであり、関連する財務報告基準および特定の法域で適用される財務報告に関するその他の公表物や法律と併せて検討する必要があります。

IFRS第9号は、ECLの測定に様々なアプローチを認めており、また業界の考えは進展を続けます。そのため銀行は、適切な開示を決定する際にそれぞれ個別の状況を考慮に入れる必要があります。以下の抜粋の中に例示されたアプローチは、IFRS第9号のECLに関する要求事項を満たす可能性のある1つの方法ですが、このタイプのアプローチを適用すべきという見解を示すことは意図されていません。

例示している開示は、財務諸表の開示を示す唯一認められた形式ではありません。IFRSによって規定された開示の要求事項に従っていれば、別の表示も認められます。また、状況によっては関連性があるもののここでは例示されていないその他の開示の特定には、PwCのIFRS開示のチェックリストが有用となるでしょう。これとは反対に、ここで例示されている開示であっても、特定の状況に関連性がない場合や重要でない場合には、当該開示を含めるべきではありません。

IFRS第7号 ECLモデルに織り込まれた将来予測的な情報 35G項(b)

信用リスクの著しい増大(「SICR」)の評価およびECLの算定には将来予測的な情報を織り込んでいる。当グループは、過去情報の分析を実施し、各ポートフォリオについての信用リスクや予想信用損失に影響する主要な経済変数を識別している。

これらの経済変数ならびにこれら経済変数のPD、EADおよびLGDに対する影響は、金融商品ごとで異なる。このプロセスにおいて専門的な判断も用いられる。これらの経済変数の予測(「基本経済シナリオ」)は、四半期ごとに当グループの経済分析チームによって提供され、今後5年間の経済の最善の見積りに関する見解を提供している。5年より後の、各金融商品の残存する全期間にわたって経済変数を予想するために、平均回帰アプローチが用いられている。これは、経済変数が2年から5年の期間にわたる長期平均レート(例:失業率)または長期平均成長率(例:GDP)のいずれかになる傾向があることを意味する。これらの経済変数がPD、EADおよびLGDに与える影響は、これら変数の変化が過去において債務不履行率およびLGDやEADの構成要素に有していた影響を理解するための統計的回帰分析を実施することによって決定される。

基本経済シナリオに加えて、当グループの経済分析チームは、その他の起こり得るシナリオをシナリオのウェイト付けと併せて提供している。使用されるその他のシナリオの数は、主要な商品の種類それぞれについて非線形性を捉えるための分析に基づいて決定される。シナリオの数と属性は報告期間ごとに見直される。2018年1月1日および2018年12月31日に、当グループは、2つのポートフォリオを除くすべてのポートフォリオについて、3つのシナリオが非線形性を適切に捉えていると結論付けた。ポートフォリオ[X]と[Y]について、当グループは、2つのダウンサイド・シナリオを追加する必要があると結論付けた。シナリオのウェイト付けは、選択された各シナリオが代表している一定範囲の起こり得る結果を考慮して、統計的分析と専門的な信用の判断を組み合わせで決定される。SICRの評価は、基本シナリオおよびその他のシナリオのそれぞれの全期間のPDに、関連するシナリオのウェイト付けを用いて実施される。この際、定性的指標およびバックストップ(安全装置)指標も考慮される。これにより、ある金融商品が全体としてステージ1、ステージ2、またはステージ3のいずれにあるのか、したがって、12か月のECLまたは全期間のECLのどちらを計上しなければならないかを判定する。この判定に従い、当グループは、確率加重の12か月のECL(ステージ1)か確率加重の全期間のECL(ステージ2およびステージ3)のいずれかとしてECLを測定する。これらの確率加重ECLは、関連するECLモデルを通じて各シナリオを使用し、適切なシナリオのウェイト付け(これはインプットのウェイト付けとは異なる)を乗じることによって決定される。

IAS第1号
125項

経済変数の仮定

2018年12月31日時点のECL見積りに使用された最も重要な報告期間末日の仮定を以下に記載している。「基本」、「アップサイド」、「ダウンサイド」のシナリオはすべてのポートフォリオに使用された。「ダウンサイド2」および「ダウンサイド3」のシナリオは、ポートフォリオ[X]および[Y]のみに適用された。

		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
金利	基本	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	アップサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド2	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド3	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
失業率	基本	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	アップサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド2	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド3	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
住宅価格指数	基本	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	アップサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド2	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド3	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
国内 GDP	基本	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	アップサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド2	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド3	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%

[その他の仮定については、状況に応じて適切な場合に開示しなければならない]

2018年12月31日時点で各経済シナリオに割り当てられたウェイト付けは以下のとおりである。

	基本	アップサイド	ダウンサイド	ダウンサイド2	ダウンサイド3
ポートフォリオ X および Y	[X]%	[X]%	[X]%	[X]%	[X]%
その他の全てのポートフォリオ	[X]%	[X]%	[X]%	N/A	N/A

2018年1月1日時点のECL見積りに使用された最も重要な報告期間末日の仮定を以下に記載している。「基本」、「アップサイド」、「ダウンサイド」のシナリオはすべてのポートフォリオに使用された。「ダウンサイド2」および「ダウンサイド3」のシナリオは、ポートフォリオ[X]および[Y]のみに適用された。

		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
金利	基本	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	アップサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド 2	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド 3	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
失業率	基本	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	アップサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド 2	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド 3	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
住宅価格指数	基本	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	アップサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド 2	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド 3	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
国内 GDP	基本	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	アップサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド 2	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%
	ダウンサイド 3	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%	[X-Y]%

[その他の仮定については、状況に応じて適切な場合に開示しなければならない]

2018年1月1日時点で各経済シナリオに割り当てられたウェイト付けは以下のとおりである。

	基本	アップサイド	ダウンサイド	ダウンサイド 2	ダウンサイド 3
ポートフォリオ X および Y	[X]%	[X]%	[X]%	[X]%	[X]%
その他の全てのポートフォリオ	[X]%	[X]%	[X]%	N/A	N/A

上記のシナリオに織り込まれていないその他の将来予測的な検討事項(規制、法律、または政治的な変更の影響)も検討しているが、重要な影響はないとみなされているため、そのような要因についてECLに対する修正は行っていない。これは、四半期ベースで適切性について見直され、監視される。

PwCの見解－異なる地域、将来予測的なマクロ経済のシナリオの数、および経営者の「補正(overlay)」アプローチの使用

銀行は、上記の開示ひな型の使用にあたり、例えば、関連する可能性のある異なる地域および／または異なる仮定を範囲に含めるために、自らの銀行固有の状況を考慮して、どのような修正を加えるかについて検討しなければならない。

ひな形では、あくまでも例示目的のために、同じ3つの将来予測的なマクロ経済のシナリオが、グループの2つのポートフォリオを除くすべてのポートフォリオについて適切であるとみなされている。実務上は、銀行は、重要性のあるそれぞれのポートフォリオについて、貸付残高を有している商品の種類や地域、およびその結果としての非線形性や起こり得る損失などを考慮に入れながら、使用すべきシナリオの適切な数およびそれらのシナリオはどのようなものであるべきかの両方について決定しなければならない。

上記の開示のひな型において、経営者は、規制、法律、または政治的な変化について追加的な引当金や「補正(overlay)」アプローチは必要ないと結論付けている。しかし、報告日の間に重大な事象が発生し、生じ得る影響がモデルやインプットの中に適切に捉えられていない場合、これは、重要な判断を要する領域となり、また、開示も増やさなければならない可能性がある。このような事象の最近の例としては、欧州連合(EU)からの離脱を決めるための英国の「Brexit」投票などがある。

IAS第1号 129項

感応度分析

ECLの引当金に影響を与える最も重要な仮定は、以下のとおりである。

小口貸付金ポートフォリオ

1. 住宅価格指数(住宅ローンの担保の評価に重要な影響を与えることが想定されている)
2. 失業率(保証付きおよび無保証の借手の契約上の返済能力に影響を与えることが想定されている)

大口貸付金ポートフォリオ

1. GDP(企業の業績や担保の評価に重要な影響を与えることが想定されている)
2. 金利(企業の債務不履行の発生確率に影響を与えることが想定されている)

当グループの経済変数の仮定について、実際に用いられた仮定からのパラメーターの合理的に考え得る変動が、2018年12月31日時点のECLに与える影響は、以下のとおりである(例えば、基本、アップサイド、ダウンサイド、ダウンサイド2およびダウンサイド3の各シナリオにおける失業率の見積りの[X]%の増加が、ECLに与える影響)。

小口貸付金ポートフォリオ

		失業率		
		[-X%]	変動なし	[+X%]
		CU' 000	CU' 000	CU' 000
住宅価格指数	[+X%]	X	X	X
	変動なし	X	-	X
	[-X%]	X	X	X

大口貸付金ポートフォリオ

		金利		
		[-X%]	変動なし	[+X%]
		CU' 000	CU' 000	CU' 000
GDP	[+X%]	X	X	X
	変動なし	X	-	X
	[-X%]	X	X	X

PwCの見解—ECL測定値の感応度分析

上記で開示している感応度の主な発生原因は、あくまでも例示目的のためのものである。そのため銀行は、どのパラメーターの感応度が財務諸表利用者にとって最も目的適合性があるかを判定するために、自らの銀行のポートフォリオを分析する必要がある。

特に、上記には例示されていないが、経済シナリオのそれぞれについて決定されたウェイト付けの変動に対するECLの引当金の感応度を追加することができる。

上記の開示は、IAS第1号の第125項および第129項によって要求される開示を満たす1つの方法を表している。銀行は、該当する場合には、異なる国の規制当局や金融安定理事会の開示強化タスクフォース(EDTF)などのその他の国際機関によって示される期待やガイダンスについても検討すべきである。さらに、銀行は、これらの開示の詳細さの適切なレベルについても検討しなければならない。詳細さの適切なレベルは、異なるポートフォリオの特性やECL算定のどの要素が最も大きな影響を有するかによって異なる可能性がある。

各地域のIFRS第9号担当者

Name	Territory	Email
Sam Hinchcliffe	Australia	sam.hinchcliffe@pwc.com
Dorotea Rebmann	Austria	dorotea.rebmann@pwc.com
Jeroen Bockaert	Belgium	jeroen.bockaert@pwc.com
Christopher Wood	Canada	christopher.r.wood@pwc.com
Martin Gallovic	CEE	martin.gallovic@sk.pwc.com
Addison L Everett	China	addison.l.everett@cn.pwc.com
Stelios Constantinou	Cyprus	stelios.constantinou@cy.pwc.com
Burkhard Eckes	Germany	burkhard.eckes@pwc.com
Nikolaos Kalogiannis	Greece	nikolaos.kalogiannis@gr.pwc.com
Nikolaos Kalogiannis	Greece	nikolaos.kalogiannis@gr.pwc.com
Pierfrancesco Anglani	Italy	pierfrancesco.anglani@it.pwc.com
Trevor T Tisseverasinghe	Japan	trevor.t.tisseverasinghe@pwc.com
Fabrice Goffin	Luxembourg	fabrice.goffin@lu.pwc.com
Elaine Ng	Malaysia	elaine.ng@sg.pwc.com
Luciano Scandolari	Mexico	luciano.scandolari@mx.pwc.com
Gareth Davies	Netherlands	gareth.j.davies@pwc.com
Didrik Thrane-Nielsen	Norway	didrik.thrane-nielsen@pwc.com
Flavio Palaci	Poland	flavio.palaci@cz.pwc.com
Luis Filipe Barbosa	Portugal	luis.filipe.barbosa@pt.pwc.com
Natalia Mileschkina	Russia	natalia.mileschkina@ru.pwc.com
Steven Lim	Singapore	steven.y.lim@sg.pwc.com
Christiaan Nel	South Africa	christiaan.nel@pwc.com
Jose Arostegui	Spain	jose.arostegui@es.pwc.com
Annelie Granqvist	Sweden	anneli.granqvist@pwc.com
Michael J E Eiber	Switzerland	michael.eiber@ch.pwc.com
Sinsiri Thangsombat	Thailand	sinsiri.thangsombat@th.pwc.com
Zulfiqar Unar	UAE	zulfiqar.unar@pwc.com
Mark Hannam	UK	mark.a.hannam@pwc.com
Edmund Hodgeon	USA	edmund.hodgeon@pwc.com

© 2018 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

(This page is intentionally left blank)